

○ 草加市市民活動災害補償制度取扱要綱

平成9年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に活動の拠点を置く市民団体等が、市民活動中に不測の事故により、当該活動中の参加者又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合並びに市民団体の指導者及びその構成員若しくは市民活動実践者又は参加者が、市民活動中に負傷又は死亡した場合に草加市市民活動災害補償制度（以下「補償制度」という。）をもってこれらを補償することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民団体 市民により自発的、自主的に構成された市民活動を行う団体及びその指導者又はその構成員をいう。
- (2) 市民活動 市民団体又は市民活動実践者（以下「市民団体等」という。）及び参加者が無報酬（実費弁償を含む。）で行う地域社会活動、社会福祉活動、社会教育活動、青少年育成活動及び国際交流活動等の社会的活動並びにその他市長が認める活動であって、継続的、計画的又は臨時的な公益性のある直接的活動（政治、宗教及び営利を目的とする活動を除く。）をいう。
- (3) 公益法人 社会福祉法人草加市社会福祉協議会、社会福祉法人草加市社会福祉事業団、公益財団法人草加市スポーツ協会、公益財団法人草加市文化協会及び一般社団法人草加市コミュニティ協議会をいう。
- (4) 指導者 市民団体において市民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者並びに市民団体の構成員に対して技術的指導を行う者及びこれらに準ずる者をいう。
- (5) 市民活動実践者 一私人として市民活動を実践している者をいう。
- (6) 参加者 市民活動に対し、事前に参加の申込みを済ませている者又は当該活動が成立するために必要不可欠な者をいう。ただし観客、見物人等は含まない。
- (7) 被補償者 市民団体の指導者及びその構成員、市民活動実践者又は参加者をいう。

(保険契約)

第3条 市は、補償制度を実施運営するため、損害保険会社と損害保険に係る契約を締結するものとする。

(保険期間)

第4条 保険期間は、毎年4月1日午後4時に始まり、翌年4月1日午後4時に終わる。

(補償対象事故)

第5条 補償制度の対象となる事故は、次に掲げるとおりとする。ただし、草加市市民活動災害補償制度仕様書又は第3条の規定により市が契約する損害保険会社(以下「損害保険会社」という。)において定める保険約款(以下「約款等」という。)において補償金の支払いの対象とされていない事故については、この限りでない。

(1) 損害賠償責任事故 市民団体等が、市民活動中の過失により当該活動の参加者又は第三者(以下「被害者」という。)の生命、身体若しくは財物に損害を与えたことにより、被害者に対し法律上の損害賠償責任を負う事故

(2) 傷害事故 被補償者が、市民活動中に急激かつ偶然な外来の事故により負傷し、又は死亡した事故(熱中症(熱射病又は日射病をいう。))又は細菌性若しくはウイルス性食中毒(以下「熱中症等」という。)を含む。)

(3) 特定疾病事故 次のいずれかに該当する事故をいう。ただし、急性アルコール中毒、麻薬中毒その他公序良俗に反する行為により発症したものを除く。

ア 被補償者が急性心疾患(心筋梗塞、急性心不全等をいう。)、急性脳疾患(くも膜下出血、脳内出血等をいう。)を原因として、市民活動中に死亡し、又は市民活動中に発症し、かつ、病院に搬送され、そのまま退院することなく30日以内に死亡した場合

イ アの規定による疾患又は熱中症等以外の疾患を、被補償者が市民活動中に発症し、発症してから24時間以内に死亡したことが医師の診断により明らかであって、かつ、死亡原因となる疾患名が特定できる場合

2 補償制度の対象となる傷害事故には、被補償者が当該市民活動のため、その者の住居と市民団体等が定めた場所との間を通常経路により往復する途上のものを含むものとする。

(市に関する特例)

第6条 この要綱は、市、草加八潮消防組合及び公益法人が行う事業又は活動のうち市民活動に類するもので、市民が直接参加するもの並びに市長から委嘱を受けて行う市民活動に類するものにも適用する。

(適用除外)

第7条 前条の規定にかかわらず、専ら自らのためにスポーツ、文化及び芸術活動を行う市民団体等による事故については、適用しない。

(損害賠償責任事故の補償限度額等)

第8条 損害賠償責任事故の補償限度額及び免責金額は、当該損害賠償金及び損害保険会社が認めた費用につき、別表第1に掲げる額とする。

(傷害事故の補償金額)

第9条 傷害事故の補償金額は、被補償者の被った傷害の区分に応じて、別表第2に掲げる額とする。

(特定疾病事故の補償金額)

第10条 特定疾病事故の補償金額は、50万円とする。

(登録の申請)

第11条 補償制度の適用を受けようとする市民団体等は、草加市市民活動災害補償制度登録申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を市長に提出し、登録を受けなければならない。

(登録の決定及び通知)

第12条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び活動内容を調査することにより、登録の適否を決定し、草加市市民活動災害補償制度登録決定・否決定通知書(第2号様式)により市民団体等に通知するものとする。

(登録の取消し)

第13条 市長は、市民団体等が市民活動を行う団体としての要件を欠いたとき、又は登録団体として適切でないと認めたときは、登録を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、草加市市民活動災害補償制度登録取消通知書(第3号様式)により市民団体等に通知するものとする。

(事故報告)

第14条 市民団体等は、市民活動中に事故が発生したときは、直ちに市長に連絡し、その後速やかに草加市市民活動災害補償制度事故報告書(第4号様式。以下「事故報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

(事故判定)

第15条 市長は、前条の事故報告書を受領したときは、当該事故が市民活動中のものであるかどうかを審査し、判定するものとする。この場合において、判定結果については、草加市市民活動災害補償制度適用・否適用決定通知書(第5号様式)により市民団体等に通知するものとする。

(事故証明)

第16条 市長は、当該事故が市民活動中のものであると判定した場合は、草加市市民活動災害補償制度事故報告書兼事故証明書（第6号様式）を損害保険会社に提出するものとする。

(損害の確定)

第17条 市民団体等は、第5条第1項第1号に規定する事故が発生したため、当該被害者と示談、和解又は訴訟等によって当該損害を確定するときは、損害保険会社の承認を得なければならない。

(補償金の請求)

第18条 市民団体等は、第5条第1項第1号に規定する事故により、被害者に対する損害賠償責任が発生したため、補償制度によってその補償を受けようとするときは、前条の規定により当該損害が確定した後、遅滞なく損害保険会社に対して、当該補償金を請求するものとする。

2 被補償者は、第5条第1項第2号又は第3号に規定する事故に遭ったため、補償制度によって補償を受けようとするときは、当該傷害又は特定疾病の確定後、遅滞なく市長に対して当該補償金を請求するものとする。

3 市長は、前項の請求があったときは、速やかに損害保険会社に対し、当該補償金を被補償者に支払うよう請求するものとする。

(約款等との関係)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補償制度の運用に関し必要な事項として約款等に規定のあるものは、当該規定を適用するものとする。

(委任)

第20条 この要綱及び約款等に定めるもののほか、補償制度の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(草加市ボランティア指導者等保険要綱の廃止)

2 草加市ボランティア指導者等保険要綱（昭和63年告示第117号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(草加市ボランティア指導者等保険要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この要綱の施行前に発生した事故に係る旧要綱第11条の規定による保険金の請求については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月22日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年告示第265号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年告示第270号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

損害賠償責任事故

区分	市民団体		市民活動実践者	
	免責金額	補償限度額	免責金額	補償限度額
身体賠償	1事故 1,000万円	1人 5,000万円	1事故 1,000円	1事故 3億円
財物賠償		1事故 5億円		
受託物賠償		1事故 1,000万円		
	1事故 5,000円	1事故 500万円		

備考 生産物賠償（食中毒事故等の賠償）については、身体賠償、財物賠償とも保険期間中の補償限度額は、それぞれ1事故の限度額と同額とする。

別表第2（第9条関係）

傷害事故

区分	補償金額
死亡補償（傷害により、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき）	1人 200万円
後遺障害補償（傷害により、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたとき）	1人 6万円～200万円
入院補償（事故の日からその日を含めて180日以内の入院で、180日を限度）	1人 1日 3,000円
手術補償（事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術）	手術の種類に応じて、入院補償日額の10倍、20倍又は40倍の額
通院補償（事故の日からその日を含めて180日以内の通院で、90日を限度）	1人 1日 2,000円

- 1 入院補償及び通院補償は、1日目から給付する。
- 2 入院・通院補償の支払いは、入院・通院合わせて180日を限度とする。

第1号様式(第11条関係)

草加市市民活動災害補償制度登録申請書

年 月 日

草加市長 あて

団体代表者 住所 _____

氏名 _____

電話 () _____

草加市市民活動災害補償制度の登録を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請
します。

団体名又は氏名	
団体の所在地 又は住所	<input type="checkbox"/> 団体代表者と同じ(記入不要) 電話 ()
活動分類	1 地域社会活動 2 社会福祉活動 3 健康づくり活動 4 環境保全活動 5 青少年育成活動 6 国際交流活動 7 その他の活動
具体的活動内容	
構成員数	人
所管課名	

- 添付書類
- 1 団体の規約
 - 2 役員名簿
 - 3 事業計画書
 - 4 予算書

※ 添付書類については、規則、要綱、その他別に定めるところにより、既に市に届け
出ているものについては、これをもって代替することができる。

第2号様式(第12条関係)

文 書 番 号

年 月 日

様

草加市長



草加市市民活動災害補償制度登録決定・否決定通知書

年 月 日付けで登録申請のあった草加市市民活動災害補償制度について、次のとおり登録決定・否決定したので通知します。

団体名又は氏名	
団体の所在地 又は住所	電話 ()
代表者の氏名	
代表者の住所	電話 ()
活動分類	
具体的活動内容	
構 成 員 数	人
所 管 課 名	電話 () 内線
否決定の理由	

第3号様式(第13条関係)

文 書 番 号

年 月 日

様

草加市長



草加市市民活動災害補償制度登録取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した草加市市民活動災害補償制度
の登録を次のとおり取り消したので通知します。

- 1 市民団体等の名称
- 2 取消しの日
- 3 取消しの理由

第4号様式(第14条関係)

草加市市民活動災害補償制度事故報告書

年 月 日

草加市長

あて

団体代表者 住所 _____

氏名 _____

電話 () _____

次のとおりの事故が発生したので報告します。 所管課名()

事故の種類	1損害賠償責任事故		2傷害事故		3特定疾病事故	
事故発生日時	年 月 日		午前・午後		時 分頃	
行 事 名						
事故発生場所	所 在 地					
	施 設 名					
市民団体の代表者又は責任者	団体名又は氏名					
	フリガナ代表者名(団体のみ)					
	住 所	<input type="checkbox"/> 団体代表者と同じ(記入不要) 電話 () _____				
傷害事故及び特定疾病事故	受 傷 者 又 発 症 者	フリガナ氏名	()歳 男・女			
		住 所	<input type="checkbox"/> 団体代表者と同じ(記入不要) 電話 () _____			
	身体傷害又は特定疾病の状況	傷 害 等 程 度	死亡 後遺障害(級見込) 入院(日見込) 通院(日見込)			
		傷 害 等 箇 所				
		傷 害 等 症 状				
	治 療 先	病院名				
		住 所	電話 () _____			
損害賠償	被 害 者	フリガナ氏名	()歳 男・女			
		住 所	<input type="checkbox"/> 団体代表者と同じ(記入不要) 電話 () _____			
	職 業		保護者名			

損害賠償責任事故	財物損壊の状況	所有者	フリガナ 氏名	()歳 男・女	
			住所	電話 ()	
		財物名称		見込損害額	円
		修理先	名称	電話 ()	
	指導者の 以外加害者	フリガナ 氏名			
	住所	□団体代表者と同じ(記入不要)			
			電話 ()		
傷害事故・賠償事故・特定疾病事故共通	事故の原因・発生状況詳細に				
		事故現場見取図			
	特記事項				
届出警察署					
			受理番号		

第5号様式(第15条関係)

文 書 番 号

年 月 日

様

草加市長



草加市市民活動災害補償制度適用・否適用決定通知書

年 月 日付で報告のあった事故は審査の結果草加市市民活動災害補償
制度を適用・否適用することと決定したので通知します。

否適用の理由

第6号様式(第16条関係)

文 書 番 号
年 月 日

草加市市民活動災害補償制度事故報告書兼事故証明書

様

草加市長



次のとおり事故が発生したので報告するとともに、当該事故が市民活動中の事故であることを証明します。

事故の種類	1損害賠償責任事故	2傷害事故	3特定疾病事故	
事故発生日時	年 月 日	午前・午後	時 分頃	
行 事 名				
事故発生場所	所在地			
	施設名			
市民団体 の代表者 又は責任者	団体名又は氏名			
	フリガナ代表者名(団体のみ)			
	住 所	電話	()	
傷害事故及び特定疾病事故	受 傷 者 又 発 症 者	フリガナ氏名	()歳 男・女	
		住 所	電話 ()	
	身体傷害 又は 特定疾病 の 状 況	傷 害 等 程 度	死亡 後遺障害(級見込) 入院(日見込)	通院(日見込)
		傷 害 等 箇 所		
傷 害 等 状 況				
治 療 先	病院名			
	住 所	電話	()	
損害賠償 被 害 者	フリガナ氏名	()歳 男・女		
	住 所	電話	()	
	職 業	保護者名		

損害賠償責任事故	財物損壊の状況	所有者	フリガナ氏名		()歳 男・女	
			住所		電話 ()	
		財物名称		見込損害額	円	
		修理先	名称	電話 ()		
	指以導者外害者の加害者	フリガナ氏名				
		住所	電話 ()			
傷害事故・賠償事故・特定疾病事故共通	事故の原因・発生状況詳細に					
		事故現場見取図				
	特記事項					
届出警察署		受理番号				